

## 税務署へお問い合わせ等をされる皆様へ（受付窓口の一本化等について）

### 1 受付窓口の一本化

国税庁では、平成 21 年 7 月 10 日から、全国の税務署において受付窓口の一本化（ワンストップサービス）を行います。

これまで、納税者の皆様が税務署へお越しになられた時は、ご用件の内容に応じて総務課、管理・徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門等のそれぞれの窓口にお越しいただきましたが、次のような手続等については、一つの窓口で済ませることができるようになります。

- ・ 各種の申告書及び申請書等の提出
- ・ 各種用紙の交付請求
- ・ 納税証明書の請求及び受領
- ・ 国税の納付
- ・ 国税に係る制度や手続に関する一般的なご相談 など

### 2 ワンストップサービスを行う受付窓口の担当等

受付窓口の一本化に伴い、これまでの「管理・徴収部門」に代えて、新たに「管理運営部門」又は「管理運営・徴収部門」若しくは「徴収部門」を設置します。

なお、ワンストップサービスを行う受付窓口と滞納整理を担当する部署は次のとおりです。

担 当 設置部署の組合せ	ワンストップサービス	滞 納 整 理
管 理 運 営 部 門 と 徴 収 部 門	管 理 運 営 部 門	徴 収 部 門
管 理 運 営 部 門 と 管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門	管 理 運 営 部 門 及 び 管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門	管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門
管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門 の み	管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門	
上 記 部 署 が い ず れ も 設 置 さ れ ない 税 務 署	総 務 課	

（注）設置部署の組合せは、税務署によって異なります。

### 3 個別的な税務相談について

税務署からの照会に関するお問い合わせや、具体的な書類の確認が必要となる個別的なご相談などは、引き続きそれぞれの担当部署で対応いたします。税務署での面接相談に当たっては、事前予約制とさせていただきますことにより、必要書類等の確認などを行いながら回答を行うこととしています。

### 4 電話相談センターについて

国税庁では、国税に関する一般的なご相談については、引き続き国税局（所）ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。